

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第四十九号

##### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一応急仮設住宅の項中「二、三二六、〇〇〇円」を「二、三六六、〇〇〇円」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「五〇〇、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「一三七、〇〇〇円」を「一三七、五〇〇円」に改め、同表生業に必要な資金の貸与の項を削る。

別表第二日当の欄中「二四、三〇〇円」を「二三、九〇〇円」に、「一七、八五〇円」を「一七、七〇〇円」に、「一五、六五〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一八、〇五〇円」を「一七、七五〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一五、七〇〇円」を「一五、九〇〇円」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。